



2024年1月16日

受益者及び投資家の皆様へ

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

「DWSグローバル新興国株投信」  
約款変更決定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「DWSグローバル新興国株投信」の約款変更につきまして、2023年11月21日(火)現在の受益者を対象に、法令及び信託約款の規定に基づき異議申立ての受付を行いました。その結果、異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数は、2023年11月21日(火)現在の受益権総口数の二分の一を超えませんでしたので、当初の予定通り2024年1月19日(金)に約款変更を行い、2024年4月17日(水)付で適用することとなりましたのでご案内申し上げます。

敬具

2023年11月

受益者の皆様へ

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

**「DWSグローバル新興国株投信」**  
**約款変更（予定）のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社では、追加型証券投資信託「DWSグローバル新興国株投信（愛称：ブリック・プラス）」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

敬具

記

**1. 変更の内容及び理由**

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、DWS世界新興国株式マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、ブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含みます。）等新興国の企業の株式及び預託証券等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指すことを運用の基本方針としております。しかしながら、当ファンドの運用残高の減少に伴い、マザーファンドにおいて運用の効率化を図ることが困難な状況になっております。運用残高の減少が続いた場合、運用の基本方針に則った運用を継続することがさらに困難になることが想定されます。このような状況を踏まえ、当ファンドの運用を安定的に継続するため、当ファンドの仕組みをファミリーファンド方式から、複数のファンドに投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式に変更いたします。その際、ブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含みます。）を特別に意識せず、新興国株式市場全体を投資対象とする運用への変更が望ましいと考え、主要投資対象をルクセンブルグ籍投資法人「DWSインベストESGグローバル・エマージング・マーケット・エクイティーズ」といたします。余資の運用を行うルクセンブルグ籍投資信託「DWSフォルゾーグ・ゲルトマルクト」も投資対象とします。

なお、マザーファンドが保有するロシア株式の取引が事実上困難な状態が続いております。当該変更に伴う移行措置として、マザーファンドで保有するロシア株式以外の保有株式を売却し、ロシア株式については、ロシア株式市場の流動性が回復し、売却可能と判断された時点で速やかに売却する予定です。ロシア株式が売却できた時点でマザーファンドを当ファンドの投資対象から除外する予定です。ファンド・オブ・ファンズ方式への変更に伴い、取得申込・解約請求受付不可日の変更を行います。また、運用残高、投資環境等を総合的に勘案し、信託期間を2028年8月18日（金）までとする変更を行います。

変更内容については、別紙の新旧対照表もご参照下さい。

## 2. 約款の変更予定日及び変更適用予定日

約款変更予定日：2024年1月19日(金) (約款変更適用予定日：2024年4月17日(水))

## 3. 約款の変更に係る異議申立てについて

この約款変更にご同意いただける場合は、何らお手続きの必要はございません。

<異議申立て期間：2023年11月21日(火)から2024年1月12日(金)まで>

この約款変更につきまして、2023年11月21日(火)現在の受益者の方は、上記の異議申立て期間中に、弊社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

当該異議の申立てのあった受益者の受益権の合計口数が、2023年11月21日(火)現在の受益権総口数の二分の一を超えない場合は、2024年1月19日(金)に約款の変更を行い、2024年4月17日(水)付で適用します。

なお、異議の申立てのあった受益者の受益権の合計口数が、2023年11月21日(火)現在の受益権総口数の二分の一を超えた場合には上記の約款変更を行いません。この場合、速やかに受益者の皆様へご通知いたします。

約款変更を行うかどうかの結果につきましては、当社のホームページ上でお知らせいたします。

(注)「異議申立て」とは、投資信託及び投資法人に関する法律に定められた手続きであり、約款の重大な変更や信託終了(繰上償還)を行う際に必要とされる手続きです。

## 4. 異議申立ての手続きについて

この約款変更についてご異議のある受益者は、官製はがき等の書面に以下の内容をご記入のうえ、**2024年1月12日(金)必着**で、下記宛先にご郵送下さい。

### (1) 宛先

〒100-6173 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー  
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 私書箱40号 「異議申立て受付」 係

### (2) ご記入いただく内容

①住所	④ファンド名、口数
②氏名	⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号
③電話番号(日中連絡先)	⑥約款変更に対し異議を申し立てる旨

### (異議申立てに当たっての留意事項)

- このお知らせは、2023年11月21日(火)現在においてファンドを保有している方(異議申立てをすることができる受益者)に送付いたしております。なお、2023年11月20日(月)以降にファンドの購入をお申込みいただいた場合は、これに伴い取得する受益権の発生が2023年11月22日(水)以降となるため、当該受益権については、この異議申立ての権利はございませんのでご了承下さい。
- 2024年1月13日(土)以降に弊社に到着した異議申立てにつきましては、無効とさせていただきます。
- ご異議のお申立てのあった受益者につきましては、受益者及び受益者の保有口数等を確認させていただく必要がございます。このため、ご異議のお申立てのあった受益者に関しましては、販売会社と弊社及び受託会社との三者間で当該受益者に関する情報を共有することにご同意いただけたものといたします。
- 必要がある場合には本人確認のための書類等をご提出いただくことがあります。
- 異議申立書の記載内容に不備がある場合等は、ご異議を無効とさせていただきます場合があります。
- お客様の個人情報、この度の約款変更に係る異議申立ての手続きに関する事務等を行うためのみに利用いたします。個人情報の取扱いについては、インターネット上の弊社ホームページに掲載しております「プライバシー・ポリシー(個人情報保護方針)」をご参照下さい。

## 5. 買取請求の手続きについて

＜買取請求の受付期間：2024年1月19日(金)から2024年2月7日(水)まで＞

約款変更が決定された場合、ご異議の申立てのあった受益者は、上記の買取請求受付期間中に、自己に帰属する受益権を、当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者からの買取請求にかかる必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.5%を乗じて得た額）を控除した価額）で、弊社所定の手続きに基づき、受託会社に対し、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

なお、買取請求手続きにつきましては、ご異議のお申立てをされた受益者に別途ご案内申し上げます。

### （買取請求に当たっての留意事項）

- ・2024年2月8日(木)以降は、上記の買取請求の受け付けは行いません。
- ・買取請求には諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには通常の解約請求よりも日数を要する場合がありますのでご注意ください。
- ・お手取り額は、銀行口座への振込手数料及び買取計算書の送付費用等が差引かれるため、申込受付日が同じ場合、買取請求は解約請求に比べて少なくなります。
- ・異議を申し立てた受益者は必ず買取りを請求しなければならないということではありません。
- ・買取請求受付期間中についても、上記の約款変更に対して異議を申し立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通りファンドの解約の請求を受け付けております。
- ・上記の買取請求を行った受益権については、通常の解約の請求を行うことはできなくなります。
- ・買取請求を行った場合、ご自身の納税手続きが必要となりますのでご注意ください。課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

## 6. その他

上記「1. 変更の内容及び理由」の信託約款の変更が適用となった場合、同時に以下の変更を行います。

### ＜信託約款のその他の変更＞

当ファンドの信託報酬を年率2.068%（税抜1.88%）から年率1.133%（税抜1.03%）に引き下げます。これにより、ファンド・オブ・ファンズ方式への変更後に受益者の皆様にご負担いただく信託報酬相当額（当ファンドの信託報酬と投資対象とするファンドの信託報酬の合計）は年率1.883%程度（税込）となります。

また、解約の際にご負担いただく信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%を乗じて得た額）を廃止します。

### ＜その他の変更＞

ファンドの愛称（ブリック・プラス）を廃止いたします。これに伴い、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄のファンド略称が「ブリプラ」から「グロ新興国株」に変更となります。

## 7. お問い合わせ先について

〒100-6173 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

電話番号：03-5156-5108（受付時間：弊社営業日午前9時から午後5時まで）

(別紙)

	変更後	変更前
ファンドの仕組み	ファンド・オブ・ファンズ	ファミリーファンド
運用の基本方針 (抜粋)	<p>(1) 投資対象 投資信託証券を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として、世界の新興国の株式等を主要投資対象とし、原則として保有外貨建資産について対円で為替ヘッジを行わない投資信託証券に投資を行います。</p> <p>② 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。</p> <p>指定投資信託証券①の運用方針</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・主として新興国の株式、または新興国で主要な事業活動を行う企業の株式に投資を行い、ファンド資産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</li><li>・個別銘柄の分析において、ESG要因を考慮します。また、ポートフォリオの構築にあたっては、DWSが独自に定めたESG投資基準を適用します。</li></ul>	<p>(1) 投資対象 DWS世界新興国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。</p> <p>② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>マザーファンドの運用の基本方針</p> <p>ブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含みます。）等新興国の企業の株式等に投資します。</p>
指定投資信託証券	<p>①ルクセンブルグ籍外国投資法人 DWS インベスト ESGグローバル・エマージング・マーケット・エクイティーズ</p> <p>②ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS フォルゾーゲ・ゲルトマーケット</p>	なし
信託期間	2028年8月18日まで ただし、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるとき、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。	無期限
取得申込・解約請求 受付不可日	ルクセンブルグの銀行休業日またはフランクフルトの銀行休業日または香港証券取引所の休業日に該当する日	フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日